

まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～



号 外 令和6年2月15日

編集・発行 羽村市まちづくり部区画整理課

羽村駅西口地区の都市基盤整備に関する 今後の方向性について

羽村市長 橋本 弘山

市では、羽村駅西口土地区画整理事業のこれまでの変遷と経過を踏まえ、今後の事業の最適な進め方を導き出すことを目的に、「羽村駅西口土地区画整理事業に関する検証会議」の設置、検証会議からの「提言」に基づく、「羽村駅西口地区の都市基盤整備に関する基本方針」の決定、「基本方針」に基づく、「羽村駅西口地区の都市基盤整備に関する検討」を行ってまいりました。

検討を行うにあたり、「既成概念にとらわれない」、「あらゆる可能性を排除しない」ことを前提に、基本方針で示した「土地区画整理事業以外の整備手法を取り入れられるかどうか」及び「土地区画整理事業における工夫策」について、東京都のガイドラインを参考に、実務経験豊富なアドバイザーの助言を得ながら、客観的な視点で検討を行い、「羽村駅西口地区の都市基盤整備に関する検討報告書」として取りまとめました。

この検討報告書において、現在の羽村駅西口地区の既成市街地の状況では、土地区画整理事業以外の整備手法への変更は難しく、また、土地区画整理事業以外の整備手法では、安全安心、福祉や環境への配慮といった本地区の抱える課題を解決することは難しいものと判断いたしました。

このことから、本地区の都市基盤整備については、現行の事業計画に基づく土地区画整理事業により行ってまいります。

「羽村駅西口土地区画整理事業における優先事項」

現行の土地区画整理事業の事業計画に基づき、都市基盤整備を進めてまいりますが、検討報告書に記載のとおり、基本方針で示した本地区における優先事項を遵守し、整備効果を早期に発揮できるよう選択と集中の考えのもと効率的かつ効果的に整備を進めてまいります。

優先事項に特化して取り組むことが、事業期間の短縮、事業費の削減にも繋がるものと考えています。

本事業を進めるにあたっての優先事項は次の1～3とします。

なお、整備手順の工夫や市有地の活用など、事業実施における工夫策については、今後も継続的に取り組む考えであり、効率的かつ効果的な整備促進を図るため、有効な民有地については、適宜、市による土地の購入を検討してまいります。

1 仮住まいされている方等への仮換地先の返地の優先

現在、仮住まいされている権利者の皆様への返地を早期に行うとともに、今後、移転していただく権利者の皆様について、仮換地先の状況を、よりの確に見極め、中断期間の長期化の抑制を図ります。

2 福生都市計画道路3・4・12号線の早期整備

福生都市計画道路3・4・12号線は、瑞穂町の箱根ヶ崎駅西口から、あきる野市草花へ続く広域幹線道路ですが、羽村駅西口地区内の区間のみが未整備となっています。

朝夕の通勤時間帯には、羽村大橋東詰交差点を起点に渋滞が発生し、周辺の住宅地に通過車両が流入する危険な状況となっています。円滑な交通を確保するとともに歩行者等の安全を確保するため、本路線の早期整備を目指します。

現在は、新奥多摩街道から市道第7057号線・導水管道路までのエリアでは整備が概ね完了していますが、導水管道路から羽村大橋側、新奥多摩街道から青梅線側については、一部の整備にとどまっています。

平面による早期の開通に向けて優先的に整備を進めてまいります。

3 駅前交通広場等の早期整備

駅前は市の玄関口として、商業振興やコミュニティの場として重要な場であるとともに交通結節点として、路線バスやタクシー等の公共交通の乗り入れが容易となるよう、交通広場の整備が望まれています。

また、駅前通りなど周辺の道路は歩道が狭く、歩行者（住民や観光客等）の安全性が確保されていないとして、地域住民や関係団体からの整備改善の要望も多くなっています。

現在の駅前交通広場については、暫定整備であることから、送迎による渋滞が発生しており、また、交通広場へのアクセス道路等が整備されていないため、公共交通の乗り入れが一部に限定されています。暫定整備に際し長期中断移転も生じています。

これらの問題解決のため、駅前交通広場及び駅前交通広場へのアクセス道路の早期整備を目指してまいります。

■ 羽村市役所内 まちづくり部区画整理課

【電 話】042 - 555 - 1111（内線 289）

まちなみバックナンバー
（市公式サイト）

